

第2章 明治維新をいかに評価するか 「万国対峙」をエネルギー源とする「開発独裁」政権としての維新政府

旧執行権力の崩壊と残された資源としての「天皇の信任」

前章では、主権国家体制に本格的に包摂され、世界資本主義体制に組み込まれる状況の下、いかにこの自体に対応するか、対応できる体制どのようにつくるかをめぐる争いをみてきた。天皇主権を基礎にするオールジャパン体制を構築する点ではほぼ一致するものの、公武合体を基礎に「大政委任」原理を再構築し幕府中心の体制を維持しようとする幕府と、天皇のもとで大名さらには大名家の武士も参加しうる政権に有力大名としての徳川宗家も参加するという構想が対立するという性格も持っていた。

しかし、実際の議論となっていたのは三権のうちの立法権力に当たる部分を中心であつて、具体的な国内政治、行政、軍事、財務、警察、司法などの執行権力、焦眉の課題である外交を誰が担うかという問題などは、軍事、財務などを別として論じられることが少なかった。しかし、王政復古・戊辰戦争という家庭で旧幕府が機能を停止、かわつて新政府が執行権力を掌握、運営する必要に迫られる。内戦がつづく一方、新政府側には財政基盤もなく、身分制や幕藩体制という旧来の秩序が崩壊していく。外交では一歩誤れば、内戦へも影響し国家分裂・植民地化という最悪のケースすら予測される。そうした緊迫の中、公議政体論のような悠長な議論につきあう余裕はなかった。早急に強力な執行権力を組み立てる必要に迫られていた。

この時期、新政府の中心にいた岩倉・大久保・西郷・木戸といったリーダーのもとには幕末の混乱で得た唯一の結果ともいえる強力な政治的資源が存在した。「天皇の信任」という資源である。かれらはこれを最大限利用することで

明治国家の建設に当たっていく。

新政府成立期の混乱と公議政体論と天皇

「王政復古」直後、新政府は混乱を極めていた。幕府は消滅したものの、政府内には多くの列藩同盟派Ⅱ「公議政体」派の諸侯を抱えていたし、現実の土地人民を統治していたのは諸大名家Ⅱ「藩」であつた。したがって、天皇の下でのオールジャパン体制をめざす以上、雄藩代表を組み入れた公議政体論の方向も追求せざるを得なかった。しかも、大久保・西郷・木戸・岩倉といった指導者たちも、明確な国家構想は持っていなかった。これまでの公議政体論では次々と起こる事態への対処できず、新たな体制をとることが求められていた。こうした情勢下で政局のへゲモニーを握るつづけるためには、「玉」としての「天皇」を決して手放してはならなかった。さらに大久保らはそれをさらに「使いやすく」する必要もあつた。

事態は深刻であつた。幕府の崩壊により、外交だけでなく、諸藩への指示、財政運営、あらたに獲得した旧幕領など直轄地の掌握、人民統治などといった実務が新政府に押し寄せていた。幕府諸機関が担ってきた仕事を、実務の引き継ぎもまままま、寄り合い、所帯で、経験も不十分で、それまで空論を振り回していた「志士」たちが受け取つたのである。「走りながら考える」。それしかなかった。

あふれかえる諸課題

鳥羽伏見の戦いに勝利した時点で、新政府が使えるような政体論は薩土盟約などに示された列藩同盟Ⅱ「公議政体」論くらいしかなかった。まずその線が追求された。五カ条の誓文における「万機公論に決すべし」との条文もこうした事情を反映していた。有力藩の藩主らが、公家とともに議定として新政府内に参加、各藩代表からなど議員（貢士）が国政を協議する「公議所」も

設置され、版籍奉還などを協議した。しかし公議所で「廢刀令」を主張した森有礼は、強い反発をうけ、生命の危険を感じて辞職せざるをえないなど現状維持の意見が強かった。

「公議政体論」は、藩主や公家による上院、家臣による下院という列藩同盟の枠組みにもとづく、主に立法権にかかわる構想であり、執行（行政）権、民政や財政、外交の実務についてはあまり論じられていなかった。そのため、実態としては、旧幕府の官僚組織が暗黙の前提とならざるをえないものであった。ところが幕府の崩壊によつて全国をカバリーする行政機関は消滅する。そのため、新政府は自前で行政組織を整備せねばならなかった。

必要な仕事は山ほどあった。まず内戦への対応である。諸「藩」から兵士を動員して軍隊組織を編成すること、食料や兵器を調達して前線に送ることがまず必要であった。さらに、力では屈服させたものの半独立国としての性格を維持し続ける諸藩への対応や、「年貢半免」など「世直し」を叫ぶ百姓を「沈静化」させ、外国人や用人を襲撃する旧「尊王攘夷」派などテロ集団の逮捕処罰といった秩序・統治の「回復」が必要であり、そのためにも接收した幕領の代官支配に変わる統治機構の立ち上げが必要であった。

急を要したのが財源確保であった。膨大な量の不換紙幣「太政官札」が発行された。江戸期に多額の金銭を蓄えていた都市の金融・商業ブルジョアジーには多額の用金が求められた。こうした債務は、最終的には、幕府・諸藩がため込んできた膨大な債務とともに、債務放棄と支払延長が求められ、江戸期以来の多くの金融・商業ブルジョアジーが破綻することになった。新政府はこうした商業金融ブルジョアジーの犠牲によつて命脈を保つたのである。

外交面では諸列強の信頼と承認をいかに勝ち取るかが課題であった。江戸の無血開城は貿易への悪影響を恐れる列強側の厳しい要求があった。

維新政府は、こうした山積する緊急課題を、同時に処理することが求められていたのである。

こうした課題処理には大きな条件があった。新政府の最大のテーマが「万国対峙」であり、「破約攘夷」が姿を変えた「条約改正」である以上、新たな行政組織はたとえ形式的であれ、主権国家にふさわしい国際標準に準拠したものでなければならなかった。この課題に耐えうる政策の質が求められていたのである。

日々発生するこうした膨大な課題を素早く効率的に処理するには、「公議政体」論の枠組みは向いていなかった。実態として不可能であったのである。

「革命」政権としての維新政府と公議政体論の消滅

革命時、「議會制民主主義」は体制維持の方向に働く。フランス革命の口へスビエール一派は公安委員会に独裁的権限を集中させて恐怖政治という形で事態の打破を図り、イギリス革命のクロムウェルも議會を停止し、護国卿として独裁者となった。

王政復古と戊辰戦争という経過の中で、しだいに維新政府は「下からの統合」の努力を拒否し、執行権力を一手に集中する独裁権力として、強力な改革を行った。しかしその独裁は、「人民の委託」という民主主義的な正統化の論理は通用しないため、「万国対峙」の危機の中「万世一系の神話」に基づき日本の統治権を持つとした「天皇の信任」に頼るしかなかった。だから、「玉」としての天皇を決して手放してはならなかった。

「人民の信任」によらず、神話に依拠した「天皇の信任」に依拠したことをもつて、かつての研究者は「反革命」的「絶対主義」的と評価した。

明治維新において、幕府滅亡、内戦、新たな行政機関創出、外交関係再構築といった多岐にわたる緊急課題に対処するため、権力を集中し、それまでのルールを否定し、反対派を暴力的に弾圧する「革命」権力が求められた。公議所のような「民主主義」的手続きは無用であり危険な存在と考えられた。現状維持派が圧倒的な勢力を占めたロシア革命後の憲法制定議會のように。

「公議所」は廃止され、「議定」として宮中でおしやべりをくりかえしている旧大名や公家も政府を去る。こうして幕末期の政体論の中心であった公議政体論は姿を消す。

かわつて、姿をあらわしたのが、維新官僚らによる「有司専制」による「開発独裁」政権である。これ以後、こうした有司専制による執行権力の独裁政権、開発独裁政権を「維新政府」として位置づけることとする。

階級的・大衆的基盤をもたない「革命」派

維新政府は権力を集中し独裁的に政治を運営する「革命」政権の性格を強めた。中心になつて、内外の課題を処理していたのは岩倉三條の二人の公家と大久保・木戸・西郷ら幕末以来のリーダー、さらに実務能力で台頭した由利公正や大隈重信、伊藤博文、井上馨、山県有朋、寺島宗則、五代友厚など洋学的素養や留学経験を持つテクノクラート、民政面での能力を持つ広沢真臣、松方正義ら、主に薩長土肥出身の「維新官僚」であつた。

古典的なブルジョワ革命では、市民社会の成熟を背景に、啓蒙思想などの形の「革命の理念」がブルジョワジー中心に共有されていた。そのため革命指導者は「人民の名によつて」と主張することが可能となり、自信と高揚感をもつて、革命を進めることができた。

これにたいし、明治維新は、基本的には市民社会と無関係にすすめられた。「革命」の理念は「屈辱」をバネにした「万国対峙」というイデオロギー的なもので、生産や生活に裏うちされた階級的要求に基づくものではなかつた。大衆的基盤をもたないまま、「国家のため」という理念を表に出しての「革命」となつた。

さらに、「革命」政権の中心が、ブルジョワジーや小市民でなく、領主層の一派である中・下級諸藩士出身であつたことは、かれらに自らの階級的基盤を掘り崩すという厳しい任務を課した。その結果、「革命」指導部の一員の多く

が、「王党派」反乱たる士族反乱の指導者や反体制政治運動の指導者へ変身するのである。

大藪龍介は階級を「経済的階級」と「政治的階級」の二つの面から把握しようとする考えを示している。これに従うならば、彼らは士族（武士）という「経済的階級」と、「万国対峙」という目的のために動く「政治的階級」の間で揺れつづけたといえよう。その分裂性をみごとに示したのが西郷隆盛であつた。

階級的、大衆的基盤なしに革命的政策を進めるところに維新政府の不安定さがあつた。頼りにできたのは「万国対峙」という国家的目標であり、伝統に依拠した「万世一系」の「天皇の信任」のみであつた。したがつて、維新政府は「天皇の信任」を受け国家的課題に向かい合つていくというアピールを主張し、「国民」のなかに定着させていく、そこにしか突破口はなかつた。

しかし、こうした観念は明治初年の人々の中、まだ一般的ではなかつた。したがつて、こうした観念を人々の中に植え付けること、つまり天皇に服従する「臣民」としての「日本人」を創出することが自らの基盤を確立することでもあつた。日本を「国民国家」的存在へ変身させて、主権国家体制の中「文明国」＝先進国クラブへの参加を勝ち取る、それが彼らの支配の正統化を担保するものとして、追求された。

「開発独裁政権」としての維新政府

ナンショナルな動機を引き金とする「革命政権」という意味では、維新政府を第二次大戦後の韓国のパクチヨンヒ政権やインドネシアのスハルト政権などを典型とする開発独裁政権などとの対比することも可能である。こうした政府は、社会・経済的發展段階が未熟であるにもかかわらず、植民地・半植民地的状態を脱却するために、ナンショナルリズムを声高に叫び、権威主義的に開発をすすめるという性格を持つ。目標実現のために、リーダーや組織に権力が集中され、強権的な近代化政策が進められる。資本主義化を進める前提と

しての「資本の原始的蓄積過程」が強権的に進められ、阻害要因となる前近代的生活様式の一部は「野蛮」「未開」として捨て去られる。このなかで発生する摩擦は軍隊・警察という暴力装置に依存して対応するため、その強権ぶりはいつそう強まる。

こうした国において、「近代化」の目標は、あくまでも先進諸国と「対峙」し、地域大国となることであるため、経済発展や軍事の近代化などが中心課題となり、法や司法制度の西部は形式的になりがちであり、基本的な人権の確立や社会秩序の変革などは権力基盤を損ねないかぎりにおいて認められる。言論出版の自由は抑圧され、思想信条などへの介入なども多く見られる。開発独裁に見られる権威主義的な権力は、前近代的な身分的・階級的關係、社会システム、以前の思想や慣習などで権威づけられ、補充されるからである。彼らに必要な前近代的な社会制度や思想の多くは必要に応じて先進国の制度の装いで維持される。教育や文化など「知的」開発もこうしたありかたに影響される。「後進のゆえの最先端」が「前近代」と併存する社会がつづく。マレーシアのマハティールが「ルックライースト」政策として日本の近代化モデルを取り入れようとしたように、開発独裁を進めた国々と明治期日本は多くの共通性を示している。韓国のパクチヨヒがみずからの独裁体制を「維新体制」とよんだことは象徴的である。さらに、ロシア革命後のソビエト政権やスターリン体制、社会主義・中国政府にも、維新政府との親近性を見ることができるといえる。

不十分な「ブルジョワ革命」、不十分な「近代化」

近代化は、つねに他の諸国、とくに先進国との関わりを視野に入れて進められる。16世紀のドイツ統一のエネルギーが、イギリス製品流入を阻止する保護貿易政策の必要性によって供給されたように、諸民族は他の国を意識して慎重に政治的・軍事的・経済的な対抗手段をとりつつ近代化を進める。実験

室の中で、一国だけですすめられるような近代化は最先進国をふくめ存在しない。

明治維新は、産業資本主義段階にある19世紀中期という時期に、東アジア文化圏の「半周辺」で「海禁政策」を背景に、独自の経済文化を発展させてきた日本が、近代世界システムに主権国家体制に「半未開国」として包摂された「屈辱」をばねに、「文明国」として認められようと「万国対峙」というナショナルな課題を前面に押し出し、幕藩体制下で積み上げられてきた資源を活かしながら近代化政策をすすめようとした「革命」であった。

明治維新では「四民平等」が唱えられそれまでの身分制制度が解体され、さまざまな身分から軍隊や経済の現場に人材を供給できるようにした。「地租改正」によって近世村落が解体され、財政の近代化と近代的土地所有關係を実現した。「学制」導入で「国民皆学」がめざされ「お奉行様」によるお裁きは法律に基づく裁判制度にかわり、警察制度も整備された。

こうした表面上の変化にもかかわらず、身分制度は天皇・皇族・華族（のちに爵位によってランク付けがされる）・士族・平民という新たな身分に再編成され、家父長制的な家族制度が社会の根幹とされた。農村も、寄生地主制下に置かれ、有力地主に名望家を中心とする自治制度に再編成された。教育はさまざまな変遷を経ながら、最終的には教育勅語を基礎とする国家主義的な形に収斂する。形式的には近代化された法体系も、拷問による取り調べは維持され、生命軽視の監獄や囚人労働が公然と行われ、ついには思想信条すら犯罪対象とされ、取調中の「殺人」は実態として「合法」化される。

このような日本の「近代」は欧米基準からみてきわめて「前近代的」であった。これが形式的な単型発展論と結びつき、日本「近代」は「半封建制」であるとの理解が広がった。戦前の講座派理論以来、戦後にいたるまで、こうした理解が日本の社会科学では優勢であり、ブルジョワ民主主義の実現が主張された。

しかし、「前近代性」「半封建性」は「万国対峙」という目標実現のため、それまでの「資源」を活かしてスビードアップするという「無茶」が背景にあったのであり、同時に確たる階級基盤を持たない開発独裁政権である維新政府が自らの正統性を「万世一系の天皇」に求めた所に根拠があった。このような日本近代は「特殊な」ものではない。後発国の「近代化」成功の最も早い段階のものであり、「成功」したが故に「失敗」した姿を示したものであった。

導入された「近代」→軍隊・中央集権・官僚制、否定された「前近代」→幕藩性・封建的身分制

維新政府がめざした「近代国家」には近代的な軍隊が必要であり、政治・経済における中央集権化とそれを律しうる統治機構が不可欠であった。産業資本主義も必要であり、それを担いうるブルジョワジーも必要であった。法学・政治学・経済学などの知識も不可欠であり、それを学び実践する国家官僚や企業官僚を育成する必要があった。軍事官僚はいうまでもない。

西ヨーロッパにおいて「近代化」は、貴族階級や教会との間での物理的・イデオロギー的なたたかひのなか、試行錯誤の結果、達成された。しかし、日本では数百年かかった過程をわずかな期間で、より早く、より効率的にすすめようとした。そこに多くの矛盾が発生した。

維新政府にとって有益な「近代」は急速に導入されるが、「効率」面で障害となったり、時間のかかる「近代」のあるものは「後回し」にされ、あるものは意図的に「排除」される。

「日本の近代化」にとって障害となる「前近代」は貶められ、否定され、破壊されるが、「日本に近代化」に役立つ「前近代」は残され、場合によっては発展させられる。

否定されたものとしては、幕藩体制という政治体制・社会秩序、封建的身分制度・秩序、封建的重層的な土地所有関係、相互扶助と相互監視を基礎と

した近世村落共同体、使い物にならず無用な出費を強いる軍人Ⅱ「武士」集団、土俗的な民間信仰や慣習。そして華夷秩序をもとにした東アジアにおける東アジア中華帝国の枠組みなどが上げられよう。

保留された「近代」→憲法・議会・自由主義

「文明国」の一角に食い込むうえでは当初から必要とされながらも、導入が猶予されたり、部分的にしか導入されなかった「近代」もある。議会制度、憲法と立憲主義、法治主義、自由主義。これらの導入をあとまわしにしたことが自由民権運動の広がりへとつながる。

しかし、伊藤や大隈といった第二世代の指導者だけでなく、大久保や木戸、岩倉といった第一世代の指導者にとっても、こうした「近代」の導入は必要不可欠なものとして認識されていた。しかし、「開発独裁政権」としての維新政府を維持し、「富国強兵」や「官僚制」の整備などにとつては障害になると考えられた。そのため、導入は遅滞させられる。とくに議会制は「公議政体」論を欧米近代社会の理念の中に復活させる性格を持っており、「五カ条の誓文」の理念の実現にもかかわっていた。「天皇の信任」というトップダウン的な権威のみによつて正統性が担保されている政府を、「国民の信任」というボトムアップ的な正統性によつてより強固なものにしうるものでもあった。

しかし、維新政府はまだしつかりとした社会的な支持、階級的基盤の上に立つておらず、自らの基盤を新たに作り出していかなざるをえない以上、その導入は保留されていた。

維新政府が急速な「近代化」をもとめ、独裁的「革命的」支配体制という手法を取つたのにたいし、反対派Ⅱ自由民権派は制度的な「近代化」ともいへばべき議会制の導入を強く要求したのである。

新政府側も、民権運動側も、欧米的な近代化をすすめることを主張していたが、近代のどの側面を重視するのか、その方法をめぐつて対立していたのであ

る。開発独裁政権たる政府にとつて、早期の議会導入は、「革命政権」としての力を削ぎ、変革を停滞させるものであった。

無視された「近代」理念と国民主権・基本的人権・平等

最後まで排除されつづけた近代の理念がある。国民主権であり、基本的人権、とりわけ個人の自由の観念であった。言論出版の自由は制限されつづけて、思想信条の自由も実態として認められなかった。

明治憲法が制定され、帝国議会が開設され、形式的には近代国家となつたにもかかわらず、個人の尊厳や婚姻の自由は否定され、家長長制的家族のあり方が「法的」に強要させた。教育勅語などの家族国家的イデオロギーが教育などを通じて注入され続けた。昭和期には個人の「思想信条」が刑法犯の対象にすゝらなつた。法治主義を称しながら「法治」は確立しなかつた。

個人の尊厳に基づく人権ではなく、認められたのは法によつて制限をうける「臣民」に与えられた「恩恵」としての権利に過ぎなかつた。当然のこととして、「平等」という観念も認められず、「生命の尊厳」も軽視された。

「四民平等」のローガンで進められた身分制解体は、天皇制に基づく「皇族―華族（のちにこの内部に爵位という身分も創設される）―士族―平民」という新たな身分への再編成に他ならなかつたし、旧えた身分などへはなんらの手立てがなかつた。このことが部落差別を残すことにつながる。さらに、家長制的な家族制度は「日本の美德」として賞賛され、家族国家イデオロギーや家族的経営といった形で、江戸時代とは違つた形で残され、女性差別の法の根柢ともなつた。

「日本型原蓄過程」―農村社会の解体・再構築と戦前日本型資本主義

地租改正などの改革は重層的に組み立てられていた土地所有権を近代的土地所有関係に一元化するものであり、「四民平等」などの改革とともに、

農民の「百姓身分からの自由」を実現させた。

さらにこうした改革は、村請制を基礎とする「百姓成立」の仕組、近世における農業再生産の構造（二七フティーネット）を解体し、農民の没落の自由、マルクスのいう「生産手段（土地）からの自由」を促進した。この過程は一八八〇年代の松方デフレの中で急速に進展した。こうして「二つの自由」を得た大量のプロレタリアートが出現した。一部が都市へ移動し都市下層社会を形成したが、大多数は農村に残り小作層を形成した

こうして農村においては、近世農村の中核であつた自作農が減少し、小作農や自作小作農と言つた零細農民が多数を占め、他方で寄生地主を頂点として、在地の大地主、中小地主、上層自作農がそれにつぐという形の農村ヒエラルキーが形成される。ここに近世的村落秩序は、経済的には地主小作関係、政治的には地方名望家による地方・村落秩序維持という新たな秩序に組み替えられる。それは、資本主義経済が未発達であるにもかかわらず上からの急激な資本の原蓄過程を強行したことから生まれた「半封建」的な地方秩序であつた。

明治国家は、こうしたヒエラルキーの上層部分を地方名望家として組織化し、自らの支配秩序の中に組み込もうとする。自由民権運動から政党結成、初期議会における「民力休養」「政費節減」を求めるたたいは、こうした農村指導層が、自らを国家に組み込んでいくための闘争という性格も持つていた。

農村は、都市などへヒエラルキーに対応した形でさまざまなタイプの労働力を供給していく。上層部分からはブルジョワジーや官僚や知識人などを、中層部分からは熟練労働者や店員、下士官たちを、下層部分からは車夫や日雇いなど雑業従事者、炭鉱夫やタコ部屋労働者、製糸業や紡績業の工女たちを。こうした振りわけに際し、教育制度が大きな影響を与えたことは言うまでもない。また小作料として集められた資金は、銀行など間接金融を経由したり、株式投資や起業といった直接投資の形をとつたりしながら、インフ

ラ投資や商工業へ投資される。しかし、こうした農村の資金はもちだされるだけで、農村に投資されることはまれであり、農村には貧困が日常化する。

こうした「半封建的」と評される農村秩序が戦前日本社会や日本資本主義の性格を規定した。農村における半封建的な秩序は、工場に持ち込まれ、低賃金・長時間労働・奴隷的な労務管理にもとづく労働現場を作り上げた。そこでえられた安価な工業製品が戦前の日本資本主義の急速な発展を促し、その収益が軍艦や軍需工場などに姿を変えて日本の軍国主義化・帝国主義化を支えた。

講座派が強調した諸点、それは封建制的な遺物ではなく、「万国対峙」というテーマにそって解体され再編成された農村秩序と資本主義が融合しつつ再編成されたシステムであった。

人民に依拠できない「革命」と天皇制イデオロギーの創出

国民やいづれかの階級による信任という正統性を期待できない政府が統治を維持できた理由は「天皇の信任」という権威から与えられた正統性であった。

ただ若い天皇が、薩長を中心とする政府を本気で信任していると思つている人はそんなにいたとは思えない。そもそも、武士や有力農民、町人、京都やその近郊に住む人間を除いて、民衆の中で天皇の存在がどれだけ浸透していたかすら疑わしい。したがって、政府が自らの統治の正統性をより確実なものとするためには、「日本の支配者」としての「天皇」を、「万国対峙」と結びつけて「創作」し、浸透させるしかなかった。万世一系の天皇神話の正統性を「万国対峙」の危機意識に対抗するナシヨナリズムの結節点として位置づけて人々の中に植え付け、定着させるしかなかったのである。

このために、導入されたイデオロギー装置が、国家神道であり、「家族国家」思想であり、天皇中心に再編された身分制であり、祝祭日などさまざまなイ

デントであった。

ナシヨナリズムの結節点としての役割を果たし、「国家の主権者」として位置づけるために近代的な「天皇」像が演出された。女官に囲まれ、御所の奥に鎮座する前近代的な「天皇」像にかわつて、軍服に身を包んだ帝王がつくられた。女官や公家たちが天皇の周囲から排除され、無骨な武士や漢学者などがその周辺に集められた。東京遷都はこうした天皇改造の一環でもあった。こうしてグローバルスタンダードとして通用する「君主」、「大元帥」としての天皇がつくられる。

小括・「天皇の信任」という政権を正統化する「神話」

開発独裁政権としての維新政府の正統化の根源は、「天皇の信任」であり、それを戊辰戦争という内戦で見せつけた暴力を背景に認めさせていた。さらに幕末以来の歴史は、「万国対峙」という国家課題と、「破約攘夷」の明治版である「条約改正」「富国強兵」「文明開化」＝欧米化などの国家的目標が、否定したい正当性を政府に付与していた。政府は、こうした点を刺激しつつ、軍隊警察といった国家暴力装置、幕藩体制にかわる地方行政組織、官僚制度などを整備、西南戦争をきっかけに「力」を背景にした安定状態をつくりだしていく。こうして、維新政権は、「明治国家」としての安定感を増していく。

西南戦争と力による政府への抵抗が終わりを告げるなか、あらたな反政府勢力として力を伸ばしてきたのが自由民権運動であった。かれらは「薩長による藩閥政府」と政府批判を繰り返したが、天皇中心のオールジャ・パンは維持しなければならぬという枠組みのうえに立つており、「天皇の信任」という「玉」をにぎった政府を完全には否定しきれなかった。

だからこそ、政府が導入を保留している近代化のもう一つの柱「自由民主主義」そして議会制の早期実現を、幕末以来のオールジャ・パン体制の確立という論理の明治版として打ち出したのである。国会開設＝オールジャ・パン

制樹立という主張は、身分制の縛りから解き放たれた農村指導層やブルジョワに政治参加という要求を実現させうるものとして受け止められた。当初、士族に担われていた運動は、農村の好景気を背景に農村指導層らによつて支えられるよつになつてくる。

他方、正統化の原理を「天皇の信任」と「万国対峙」という理念においていた維新官僚たちにとつても、その正統性の裾野を広げ、下からの支持を確保する必要が生まれていた。ここに、明治憲法の制定、議会制度の導入などを通しての駆け引きが行われることになる。